

法務省				本籍	氏名	出生年月日	昭和三六年一〇月四日
年	月	日	出生地	現住所	項	旧氏名	辻
五八	一〇	三一	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会			つじ
五九	三		東京大学法学部卒業				
六一	四	一	司法修習生を命ずる				
六一	四	三	司法修習生の修習終了				
六二	三	四	検事二級（横浜地方検察庁検事）に任命する				
六三	三	二七	盛岡地方検察庁検事に配置換する				
六三	二八		東京地方検察庁検事に配置換する				
平成二	七		法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	法務省	最高裁判所		
平成二	六		福岡地方検察庁検事に配置換する				
六四			法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する				
一	一		名古屋地方検察庁検事に配置換する				
			東京地方検察庁検事に配置換する				
			法務事務官（法務省刑事局付）に併任する				

2 丁		法務省		年 月 日	事 項	外 務 省	外 務 省
リ	一二	リ	二二				
リ	一	リ	一一	平成 六 一一	外務事務官（総合外交政策局）に併任する (期間は平成六年一一月二三日までとする)	外務省	外務省
リ	一一	リ	一〇	七 三〇	外務事務官（条約局）に併任する (期間は平成七年四月一八日までとする)	外務省	外務省
リ	一一	リ	八	八 一三	外務事務官（条約局）に併任する (期間は平成七年八月二五日までとする)	外務省	外務省
リ	一一	リ	一二	一 一	法務省矯正局付に併任する 甲府地方検察庁検事に配置換する	法務省	法務省
リ	一一	リ	一	一 一	甲府地方検察庁三席検事に指名する 東京地方検察庁検事に配置換する	法務省	法務省
リ	一一	リ	一	一 一	法務事務官（法務省刑事局付、法務省矯正局付）の併任を解除する 法務事務官（法務省刑事局刑事法制課刑事法制企画官）に併任する	法務省	法務省
リ	一一	リ	一	一 一	甲府地方検察庁三席検事の指名を解く 法務省大臣官房司法法制部付に併任する	法務省	法務省
リ	一一	リ	一	一 一	内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する 内閣官房司法制度改革推進準備室参事官を命ずる	内閣	内閣
リ	一一	リ	一	一 一	司法制度改革推進本部事務局参事官に併任する	内閣	内閣

3 丁		法務省		年	月	日	事	項	辻 裕 教	
二三	二二	二一	二〇						内閣	内閣
四	一一	一	七	一九	一八	一	内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する	内閣	内閣	内閣
一	一	一八	一〇	一九	一〇	一	司法制度改革推進本部事務局参事官の併任は終了した	内閣	内閣	内閣
							法務省刑事局付に併任する	内閣	内閣	内閣
							法務省大臣官房司法法制部付の併任を解除する	内閣	内閣	内閣
							法務省刑事局参事官に充てる	内閣	内閣	内閣
							法務事務官（法務省刑事局刑事法制課刑事法制企画官、法務省刑事局付）の併任を解除する	内閣	内閣	内閣
							かねて法務省刑事局総務課企画調査室長に充てる	内閣	内閣	内閣
							東京高等検察庁検事に配置換する	内閣	内閣	内閣
							法務省刑事局参事官に充てる	内閣	内閣	内閣
							かねて法務省刑事局総務課企画調査室長に充てる	内閣	内閣	内閣
							法務省刑事局総務課企画調査室長に充てる	内閣	内閣	内閣
							法務省刑事局総務課長に充てる	内閣	内閣	内閣
							かねて法務省大臣官房付に充てる	内閣	内閣	内閣
							法務省大臣官房付に充てることを解く	内閣	内閣	内閣

4 丁				法務省				年 月 日	事 項	社 裕 教 名
三	三〇	二八	二七	二六	二五	二四	二三			
一	一	九	一二	一	七	一〇	一	八	法務省大臣官房人事課長に充てる	
一八	九	五	一〇	九	五	一	法務省人事管理官を命ずる			
							最高検察庁検事に配置換する			
							法務省大臣官房人事課長に充てる			
							法務省人事管理官を命ずる			
							松江地方検察庁検事正に配置換する			
							広島高等検察庁検事に併任する			
							広島高等検察庁松江支部勤務を命ずる			
							広島高等検察庁松江支部長を命ずる			
							法務省人事管理官を免ずる			
							最高検察庁検事に配置換する			
							法務省大臣官房付に充てる			
							広島高等検察庁検事の併任を解除する			
							法務省大臣官房審議官（刑事局担当）に充てる			
							法務省大臣官房長に充てる			
							法務事務次官に任命する			

5 丁

法務省

年

月

日

事

項

辻

序

裕

教

名

法務省

倫理監督官を命ずる